

新潟市土地改良区電気料金高騰緊急対策支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格高騰により電気料金が値上がりし農業者が大きな影響を受けている状況を踏まえ、農業用水の安定供給の維持や農地・住宅地等における排水の適切な実施を図るため、土地改良区又は土地改良区連合が維持管理費を負担する農業水利施設の操作・運転に要する電気料金の高騰に対する支援として、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、新潟市補助金等交付規則（平成16年3月31日規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助金の交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、以下に該当する団体とする。

- (1) 土地改良区
- (2) 土地改良区連合

(補助対象施設)

第3条 この補助金の交付の対象は、市内に受益地を有し、農業水利施設の省エネルギー化推進対策を実施するものであって、土地改良区又は土地改良区連合（以下「土地改良区」という。）が維持管理費を負担している以下の施設とする。

- (1) 基幹水利施設管理事業又は水利施設管理強化事業の対象施設
- (2) 維持管理費に占める電気料金及び諸油脂費の割合が25パーセント以上の施設管理者が管理する施設

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助対象経費及び補助率は、別表に掲げる経費とする。

(交付の条件)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかなければならないこと。
- (2) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(申請手続)

第6条 補助金の交付を申請しようとする土地改良区は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて別に定める日までに市長に提出するものとする。

（1）交付申請額算定表（別紙第1）

（2）地区別高騰額算定表（別紙第2）

（3）高騰額算定基本情報表（別紙第3）

（4）新潟県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業補助金交付申請書の写し

（5）その他市長が必要と認める書類

2 前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、当該消費税仕入控除税額がないものとして申請しなければならない。

3 前項に定めるところにより当該補助金に係る消費税仕入控除税額がないものとして申請を行う場合において、当該消費税仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除税額報告書（別記様式第2号）により速やかに市長に報告するとともに、当該消費税仕入控除税額に相当する補助金を市に返還しなければならない。

4 補助金の実績報告は、第1項の補助金交付申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

(交付の決定および額の確定)

第7条 市長は、補助金の交付決定および額の確定をしたときは、補助事業者对新潟市土地改良区電気料金高騰緊急対策支援事業補助金交付決定兼確定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(帳簿書類の検査等)

第8条 市長は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者へ報告を求め、本補助事業に係る帳簿及び証拠書類、その他補助事業の実施に関する必要な書類や物件を検査できるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月27日から施行する。
この要綱は、令和6年12月11日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、効力を失う。

別表（第 4 条関係）

補助対象経費、補助率

補助対象経費	補助率
令和 5 年度に係る補助対象経費を算定する場合にあっては、令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までに使用した補助対象施設の電気料金における令和 3 年度からの値上げ相当額のうち、国・県・市町村が補助金等により負担する額（県が土地改良区に対して行う本事業と同様の補助事業による補助額を除く。）を控除した額。	補助対象経費の 2 分の 1 以内（ただし、補助金の額は、1,000 円未満切り捨てとする。）
令和 6 年度に係る補助対象経費を算定する場合にあっては、令和 6 年 4 月から令和 6 年 9 月までに使用した補助対象施設の電気料金における令和 2 年度から令和 5 年度の平均額からの値上げ相当額のうち、国・県・市町村が補助金等により負担する額（県が土地改良区に対して行う本事業と同様の補助事業による補助額を除く。）を控除した額。	補助対象経費の 2 分の 1 以内（ただし、補助金の額は、1,000 円未満切り捨てとする。）

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 住所
氏名
代表
電話番号

補助金交付申請書

新潟市土地改良区電気料金高騰緊急対策支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助対象施設及び補助対象経費 別紙第2のとおり
- 3 情報の公表の方法等
- 4 添付書類
- (1) 交付申請額算定表(別紙第1)
- (2) 地区別高騰額算定表(別紙第2)
- (3) 高騰額算定基本情報表(別紙第3)
- (4) 電気料金の請求書及び領収書の写し(令和6年度分)
- (5) 新潟県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業補助金交付申請書の写し
- 5 消費税仕入控除税額
- 該当なし ・ 減額して申請(減額した額 円) ・ 明らかでない
- ※消費税仕入控除税額について、該当するものに○を付すること。

令和 年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者 住所
氏名
代表
電話番号

消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け新農水第 号で補助金交付決定兼確定通知のあった新潟市土地改良区電気料金高騰緊急対策支援事業補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したので、次のとおり報告します。

記

- | | | | | |
|---|------------------------|---|-------|---|
| 1 | 補助金の額の確定額 | 金 | _____ | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | _____ | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | _____ | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | _____ | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。（任意書式）

別記様式第3号（第7条関係）

新農水 第 号
令和 年 月 日

様

新潟市長 中原 八一 印
（担当：農林水産部農村整備・水産振興課）

補助金交付決定兼確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった新潟市土地改良区電気料金高騰緊急対策支援事業補助金については、次のとおり交付の決定及び額の確定をしたので通知します。

記

- 1 交付決定額
_____ 円
- 2 確定額
_____ 円

別紙第 1 交付申請額算定表

土地改良区名

〇〇土地改良区

	地区名	支援額計	
1			(円)
2			(円)
3			(円)
4			(円)
5			(円)
6			(円)
7			(円)
8			(円)
9			(円)
10			(円)
11			(円)
	合計 ()	0	(円)
		(千円未満切り捨て)	

地区名	国事業名	地区区分	補助区分	高騰額計	既存事業補助額	省工不交付額
				(A)	(B)	(C)

[illegible]

地区名	国事業名	地区区分	補助区分	既存事業補助額	省エネ交付額	…直接入力
						…プルダウンから選択

[illegible]